

## 大分市地球環境保全推進本部設置要綱

### (設置)

第1条 本市における環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、大分市地球環境保全推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 実行計画 地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号。以下「温対法」という。）第21条第1項の規定により本市が策定した大分市地球温暖化対策実行計画をいう。
- (2) 大分市エコ・オフィス運動 実行計画のうち本市の日常業務における環境負荷の低減を目的として市民及び事業者が率先して取り組む行動をいう。

### (所掌事項)

第3条 推進本部の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 環境基本条例に関すること。
- (2) 大分市環境基本計画に関すること。
- (3) 実行計画に関すること。
- (4) 温対法第26条第1項の規定による温室効果ガス算定排出量の報告に関すること。
- (5) エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和54年法律第49号。以下「省エネ法」という。）第7条第1項の規定による特定事業者の指定を受けて行うエネルギーの使用量等に関する報告等に関すること。
- (6) その他環境の保全に関し市長が必要と認める事項

### (組織)

第4条 推進本部は、別表に掲げる職にある者を推進本部員として組織する。

- 2 本部長は環境部担当副市長の職にある者を、副本部長は環境部担当外副市長の職にある者をもって充てる。
- 3 本部長は、推進本部の会務を総理する。
- 4 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき、又は本部長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 5 環境部長の職にある者、上下水道局上下水道部長の職にある者及び教育委員会事務局教育部長の職にある者は、その属する部局ごとのエネルギー管理統括者（省エネ法第8条第1項の規定により選任される者をいう。以下同じ。）を兼ねるものとする。

(推進本部の会議)

第5条 推進本部の会議は、必要に応じて本部長が招集し、本部長がその議長となる。

- 2 本部長は、特に必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(幹事会)

第6条 本部長は、第3条各号に掲げる所掌事項（以下「所掌事項」という。）について具体的な施策等を検討するため、推進本部に所掌事項ごとに幹事会を置くことができる。

- 2 幹事会は、環境部環境対策課長の職にある者その他本部長が指名する者を幹事として組織する。
- 3 幹事会に幹事長を置き、環境部環境対策課長の職にある者をもって充てる。
- 4 幹事会の会議は、幹事長が招集し、幹事長がその議長となる。
- 5 幹事長に事故があるとき、又は幹事長が欠けたときは、幹事長があらかじめ幹事のうちから指名する者がその職務を代理する。

(作業部会)

第7条 幹事長は、所掌事項に係る資料の作成等を行うため、幹事会に作業部会を置くことができる。

- 2 作業部会は、幹事はその属する課の職員のうちから指名する者を部会員として組織する。
- 3 作業部会に作業部会長を置き、幹事長の属する課の部会員のうちから幹事長が指名する者をもって充てる。
- 4 作業部会の会議は、作業部会長が招集し、作業部会長がその議長となる。この場合において、作業部会長は、必要に応じて部会員の一部を招集して作業部会の会議を開くことができる。

(エネルギー管理企画推進者の役割)

第8条 本部長は、第3条第5号に掲げる所掌事項に関し、エネルギー管理企画推進者（省エネ法第9条第1項の規定により選任される者をいう。）の補佐を求めることができる。

(エコ推進員)

第9条 大分市エコ・オフィス運動その他の所掌事項について具体的な推進を図るため、推進本部に大分市エコ・オフィス運動推進員（以下「エコ推進員」という。）を置き、本部長の指名する職員をもって充てる。

- 2 エコ推進員は、本部長の命を受け、所属職員を指導監督する。

(庶務)

第10条 推進本部の庶務は、環境部環境対策課において処理する。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、推進本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成17年6月6日から施行する。

(大分市エコ・オフィス推進本部設置要綱及び大分市環境基本計画庁内推進会議設置要綱の廃止)

2 次に掲げる要綱は、廃止する。

(1) 大分市エコ・オフィス推進本部設置要綱 (平成9年12月19日施行)

(2) 大分市環境基本計画庁内推進会議設置要綱 (平成12年7月31日施行)

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

(省 略)

附 則

この要綱は、令和2年7月1日から施行する。

別表（第4条関係）

推進本部員
副市長
教育長
上下水道事業管理者
総務部長
企画部長
財務部長
市民部長
福祉保健部長
子どもすこやか部長
環境部長（エネルギー管理統括者）
商工労働観光部長
農林水産部長
土木建築部長
都市計画部長
議会事務局長
監査事務局長
上下水道局上下水道部長（エネルギー管理統括者）
消防局長
教育委員会事務局教育部長（エネルギー管理統括者）
教育委員会事務局教育監